



産業医委託契約書

株式会社完山金属（以下、甲という）と株式会社 Avenir（以下、乙という）は、甲の社員の労働安全衛生を適正かつ円滑に実施するために、下記のとおり契約する。

- 第1条 乙は甲に対し、厚生労働省令で定める労働安全衛生法に規定する業務を遂行するために必要な支援・協力業務を提供する。支援・協力する業務内容は、別紙のとおりとする。
- 第2条 甲は、乙の提供する産業医による指導を受け、社員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 第3条 乙の提供する産業医が業務遂行中に生じた人的および物的事故については、その産業医の故意、重大な過失に基づくものを除き、双方により協議し対応する。
- 2 乙は、甲が産業医による指導を得てそれを実施しないときは、それによって生じた事項については、その責を負わない。
- 第4条 天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行為、伝染性疾患の蔓延、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲および乙はともにその責を負わないものとする。
- 第5条 甲は乙に対し、基本委託手数料として別紙に定める業務委託料を支払う。
- 2 乙は、前項の業務委託料の当該月分を月末締めで甲に請求し、甲は同委託料を、翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込送金するものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。
- 第6条 甲は、乙の提供する産業医またはその産業医の紹介による産業医に対し、第1条記載の業務の契約はもちろん契約交渉をしてはならない。
- 2 前項の行為が発覚した場合は、甲は乙に対し損害金として第5条に定める基本委託手数料の24か月分を支払うものとする。
- 第7条 甲および乙は、本契約に基づき知り得た相手方の秘密情報（個人情報および健康相談の内容に限定しない）を第三者に開示、漏洩等してはならない。

第8条 本契約の有効期間は、平成28年11月1日から平成29年10月末日までとする。ただし、本契約終了の1か月前までに、甲乙いずれかの書面による契約更新拒絶の意思表示がない場合は、1年間自動更新し、以降も同様とする。

第9条 この契約に一方が違約をした場合、相手方は本契約の失効を通告し、即時解除することができる。また甲および乙は、自己の都合により本契約を解除しようとするときは、3ヶ月間の予告期間をもって相手方に通告しなければならない。

第10条 本契約に定めのない事項または本契約の履行に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

第11条 本契約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本書面2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、1通ずつを所持する。

平成28年11月1日

(甲) 東京都町田市相原町4911
株式会社完山金属
代表取締役 完山一範



(乙) 東京都港区赤坂3-16-11
株式会社Avenir
代表取締役 刀禰真之介





別紙

業務内容の表示

■基本契約

項 目	内 容	費用（別途消費税）
産業医選定料	初回契約時のみ	10万円
産業医選任・報告書	1名の嘱託産業医を選任、産業医選任届け提出書類の提供	基本契約料月額 2.5万円×12ヶ月
産業医訪問	訪問時間年4回、年6時間以内の対応、電話・メールは月3回まで	上記基本契約料に含む
衛生委員会	衛生委員会への出席	上記基本契約料に含む
職場巡視	オフィス内の職場巡視	上記基本契約料に含む
定期健康診断結果報告書	定期健康診断結果報告書の署名・捺印のみ	上記基本契約料に含む
ストレスチェック実施者	ストレスチェック実施者への就任 ストレスチェックの結果等を参考にした就業判定、各種面談対応	上記基本契約料に含む
健康診断後の事後措置	健康診断の結果等を参考にした就業判定	上記基本契約料に含む
各種面談	休職時・復職時や過重労働者面談等、産業医訪問時に実施	上記基本契約料に含む (訪問時以外の場合はオプション参照)
産業医サポート	産業医の調整・事務処理・提案・企業担当者様の総合窓口	上記基本契約料に含む

※産業医の訪問する作業場および事業中は本社のみとする。

■オプション

項 目	内 容	費用（別途消費税）
訪問時間の延長 訪問時以外の作業	上記産業医業務（その他の場合は、別途ご相談）	30分 2.5万円
産業医追加訪問	1ヶ月のうち2回目以降の訪問（訪問時間は1回2時間まで）	1時間 5万円～